

[論点3 認証ADRの基盤強化, 監督関係その他]

エ 弁護士の関与の在り方

認証ADR手続における弁護士の関与の在り方について、これを緩和するか否かも含め、どのように考えるか。

- ・ 現行法下においては、認証ADRにおける手続の実施に当たり法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときに、弁護士の助言を受けられることができるようにするための措置を定めていることが認証要件の一つとされているところ（注）、これを緩和するか否かを含めた弁護士の関与の在り方については様々な意見があるところである。ヒアリングにおいては、法的解釈はせず、カウンセリング等の知識をベースにしたADRなどにおいては弁護士の関与を不要とするなど、多様なADRが可能となるよう認証要件を緩和してほしい旨の意見を述べた事業者があったほかには、特にこの点に関する意見や問題点の指摘はみられず、日本ADR協会も、この点に関して積極的な提言はしていない。ADR法施行後の状況も踏まえ、この点についてどのように考えるか。

（注）民間紛争解決手続の実施に当たり法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときについては、「法律に関する専門的知識を持たない一般人が自ら判断することに通常支障がある程度の高度な法律に関する問題が生じ、この問題を解決することがその後の手続の進行を決定するために必要であるという状態にあるとき」をいい、例えば、①和解の内容によっては法令違反や公序良俗違反となるおそれがある事案において、紛争の当事者の利害の調整を図り、和解案を提示する上で高度な法律に関する問題を解決する必要があるとき、②和解条項を定めるに当たって適切な条項を立て、又は正確な用語を選択する等和解の適正性、相当性を担保する上で高度な法律に関する問題を解決する必要があるときなどがこれに当たるとされる一方、③証

抛上債権の存在を主張する一方の当事者の主張が有利であると判断される場合において、円満解決を図る等の目的のため、経済的観点から、和解金額やその支払方法を定めること、④交通事故による損害賠償をめぐる紛争に関して、③と同様の目的及び観点から、損害賠償の額について、実務上確立した処理基準によって算定される額と異なる額を定めることなどは法律に関する問題に当たらないとされる（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の実施に関するガイドライン）。

(参考) 認証ADRにおける弁護士の関与の実情

1 弁護士の関与に関するADR法の規定

(認証の基準)

第六条 法務大臣は、前条の認証の申請をした者(以下「申請者」という。)が行う当該申請に係る民間紛争解決手続の業務が次に掲げる基準に適合し、(略)当該業務について認証をするものとする。

一～四 (略)

五 手続実施者が弁護士でない場合(司法書士法(昭和二十五年法律第九十七号)第三条第一項第七号に規定する紛争について行う民間紛争解決手続において、手続実施者が同条第二項に規定する司法書士である場合を除く。)において、民間紛争解決手続の実施に当たり法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときに、弁護士の助言を受けることができるようにするための措置を定めていること。

六～十六 (略)

2 弁護士の関与の実情

認証ADRにおける弁護士の関与については、以下の形態に分類できる。

① 手続実施者を弁護士のみとする方法(単独実施型)

..... 6事業者

② 手続実施者を弁護士1名以上を含む複数とし、当該複数の手続実施者が共同して実施する方法(共同実施型)

..... 42事業者

③ 認証ADR事業者と弁護士が契約し、弁護士の助言が必要な場合に直ちに若しくは手続を中断して助言を行う方法(助言型。事案の内容により共同実施型とする場合も含む。)

..... 60事業者